# Invincible Investment Corporation

2021年11月17日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー インヴィンシブル投資法人

代表者名 執 行 役 員 福田 直樹

(コード番号:8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 福田 直樹 問合せ先 企 画 部 長 粉生 潤

(TEL 03-5411-2731)

#### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2021年12月17日開催予定の本投資法人投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

#### 1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。)の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです。(第15条第6号及び第9号関係)
- (2) 投資法人の運用体制及び投資主の利益に大きな影響を与える可能性があり、かつ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられる一定の投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項並びに現行規約第25条第1項及び第2項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです。(第25条関係)
- (3) 本投資法人は、2013 年 1 月以降 2021 年 12 月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)の同意を得て減額しておりますが、2022 年 1 月以降 2022 年 12 月までの期間に係る資産運用報酬についても 2021 年 1 月以降 2021 年 12 月までの期間に係る資産運用報酬と同水準とし、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。(第 41 条関係、附則関係)

# Invincible Investment Corporation

#### 2. 役員選任について

執行役員福田直樹並びに監督役員田村佳弘及び藤元拓志は、2021 年 12 月 18 日をもって任期満了となりますので、2021 年 12 月 19 日付で執行役員 1 名及び監督役員 2 名を選任することについて、議案を提出するものです。

また、補欠執行役員市來直人の選任に係る議案は、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任することについて議案を提出するものです。

- (1) 執行役員候補者福田 直樹(現任)(注1)
- (2) 監督役員候補者 田村 佳弘(現任)、藤元 拓志(現任)
- (3) 補欠執行役員候補者 市來 直人(現任)(注2)
  - (注1) 執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。
  - (注2) 補欠執行役員候補者市來直人は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役会長です。
- 3. 投資主総会の日程

2021年11月17日 投資主総会提出議案承認役員会

2021年12月1日 投資主総会招集ご通知の発送(予定)

2021年12月17日 投資主総会開催(予定)

以上

#### <添付資料>

投資主総会招集ご通知

\* 本投資法人のホームページアドレス: <a href="https://www.invincible-inv.co.jp/">https://www.invincible-inv.co.jp/</a>

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー インヴィンシブル投資法人 執行役員 福田直樹

# 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し 上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、仮にご自身の健康状態に問題がない場合でも、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2021年12月16日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項及び第3項に従い、以下に抜粋した本投資法人現行規約第25条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合(議決権行使書面が2021年12月16日(木曜日)午後5時30分までに到着しない場合を含みます。)、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第25条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

2.前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年12月17日(金曜日)午前10時(受付:午前9時30分~)
- 2.場所東京都港区六本木三丁目2番1号住友不動産六本木グランドタワー 9階ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom A + B

ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。なお、<u>当日の会場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースにも限りがあるため、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。</u>

#### 3. 投資主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

#### (お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の 事項を本投資法人のホームページ(https://www.invincible-inv.co.jp/)に掲 載いたしますのでご了承ください。
- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症対策について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ(https://www.invincible-inv.co.jp/)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎従前本投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のホームページ(https://www.invincible-inv.co.jp/)に決算説明の音声配信や決算説明資料のほか、月次のポートフォリオ運用実績等を掲載していますので、ご参照ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染症対策について

本投資法人は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」(最終更新日:2020年4月28日)を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- ●本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。<u>新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、仮にご自身の健康状態に問題がない場合でも、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。</u>
- ●特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本 投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ●本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- ●当日の会場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースにも限りがあるため、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ●役員、補欠役員及び運営スタッフは、マスク等を着用した状態で応対させていた だきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ●ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ●会場受付にて検温を実施させていただきます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。また、測定時に37.5℃以上の発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ●本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ●本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のホームページ(https://www.invincible-inv.co.jp/)に決算説明の音声配信や決算説明資料のほか、月次のポートフォリオ運用実績等を掲載していますので、ご参照ください。
- ●上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ(https://www.invincible-inv.co.jp/)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

# 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

# 第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 議案の要領及び変更の理由
- (1) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。) の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです。(第15条第6号及び第9号関係)
- (2) 投資法人の運用体制及び投資主の利益に大きな影響を与える可能性があり、かつ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられる一定の投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項並びに現行規約第25条第1項及び第2項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです。(第25条関係)
- (3) 本投資法人は、2013年1月以降2021年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)の同意を得て減額しておりますが、2022年1月以降2022年12月までの期間に係る資産運用報酬についても2021年1月以降2021年12月までの期間に係る資産運用報酬と同水準とし、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。(第41条関係、附則関係)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

規

約

(下線は変更部分を示します。)

案

# 行 第3章 資産運用の対象及び方針

第15条 (資産評価の方法、基準及び基準 |  $\exists$ 

(1)~(5) (記載省略)

現

- (6) 有価証券
- ①金融商品取引所に上場されている有価証

金融商品取引所が開設する取引所金融商 品市場又は外国金融商品市場における最 終市場価格に基づき算出した価格により 評価します。

②上記以外の有価証券

証券会社等から気配相場が提示されてい る場合には、当該気配相場で評価するこ とを原則とします。気配相場が提示され ていない場合は、一般社団法人投資信託 協会の評価規則に準じて付されるべき評 価額をもって評価することを原則としま す。

- (7)~(8) (記載省略)
- (9) 金融先物取引に係る権利及び金融デリ バティブ取引に係る権利
- ①金融商品取引所に上場されている金融先 物取引及び金融デリバティブ取引により 生じる債権及び債務

基準円における当該取引所の最終市場価 格に基づき算出した価格により評価しま す。なお、基準日において最終市場価格 がない場合には、基準日前直近における 最終市場価格に基づき算出した価額によ り評価します。

#### 第3章 資産運用の対象及び方針

第15条 (資産評価の方法、基準及び基準 H

更

(1)~(5) (現行どおり)

変

(6) 有価証券

満期保有目的の債券に分類される場合は取 得原価により評価します。但し、当該債券 を債券金額より低い価額又は高い価額で取 得した場合において、取得価額と債券金額 との差額の性格が金利の調整と認められる ときは償却原価法に基づいて算定された価 額とします。子会社株式又は関連会社株式 に分類される場合は取得原価により評価し ます。その他有価証券に分類される場合は 時価により評価します。但し、市場価格の ない株式等は取得原価により評価します。

- (7)~(8) (現行どおり)
- (9) 金融先物取引に係る権利及び金融デリ バティブ取引に係る権利
- ①金融先物取引及び金融デリバティブ取引 により生じる債権及び債務は時価により 評価します。

現行規約	変 更 案
②金融商品取引所の相場がない非上場金融	(削除)
- - 先物取引及び金融デリバティブ取引によ	
り生じる債権及び債務	
 市場価格に準ずるものとして合理的な方	
す。なお、公正な評価額を算定すること	
が極めて困難と認められる場合には、取	
 得価額により評価します。	
③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認	②上記にかかわらず、一般に公正妥当と認
 められる企業会計の慣行によりヘッジ取	— められる企業会計の慣行によりヘッジ取
引と認められるものについては、ヘッジ	引と認められるものについては、ヘッジ
会計を適用することができるものとしま	会計を適用することができるものとしま
す。但し、金融商品会計基準に定める金	す。但し、金融商品会計基準に定める金
利スワップの特例処理の要件を充足する	利スワップの特例処理の要件を充足する
ものについては、金利スワップの特例処	ものについては、金利スワップの特例処
理を適用できるものとします。	理を適用できるものとします。
第5章 投資主総会	第5章 投資主総会
第25条 (みなし賛成)	第25条(みなし賛成)
(記載省略)	(現行どおり)
(新設)	2. 前項の規定にかかわらず、前項のみな
	し賛成の規定は、以下の各事項に係る
	議案の決議には適用しないものとしま
	す。
	 (1) 執行役員又は監督役員の解任
	(2) 資産運用会社による資産の運用に係
	る委託契約の解約への同意
	(3) 投資法人による資産の運用に係る委
	託契約の解約
	(4) 規約の変更(但し、みなし賛成に関
	連する規定の制定又は改廃に限りま
	<u>す。)</u>
	(5) 投資法人の解散
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成	3. 第1項の規定の定めに基づき議案に賛
 するものとみなされた投資主の有する	_ <u></u> 成するものとみなされた投資主の有す
議決権の数は、出席した投資主の議決	る議決権の数は、出席した投資主の議
権の数に算入します。	決権の数に算入します。

	現	行	規	約			変	更	案
第8章	資産運用:	会社、	資産保	管会社及7	<b>ル</b> ー	第8章	資産運用:	会社、	資産保管会社及び一
	般事務受	託者					般事務受	托者	
第41条	(資産運用	月会社/	に対する	 る資産運F	<b></b>	第41条	(資産運用	会社(	に対する資産運用報
	酬の額及	とび支払	ムに関す	る基準)			酬の額及	び支払	ムに関する基準)
資産運	用会社に対	対する	資産運用	再報酬の額	類及	資産運	用会社に対	すする	資産運用報酬の額及

資産運用会社に対する資産運用報酬の額及 び支払に関する基準は、運用報酬、取得報 酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金 額又は計算方法並びに支払い時期は以下の とおりとします。

#### 運用報酬

(1)2021年1月以降2021年12月までは 半期(3箇月)毎報酬として、本投資法 人の運用する資産の当該半期末総資産額 に0.4%を乗じた金額を4で除した金額 (1円未満切捨て)又は金15,000万円の いずれか低い方の金額を上限とした金額 を、(2)2022年1月以降は月額報酬とし て本投資法人の運用する資産の月末総資 産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合 計額を12で除した金額(1円未満切捨 て)又は金2,500万円のいずれか高い方 の金額の合計額を、それぞれ当該各半期 毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内 に支払います。

#### 取得報酬

(記載省略)

#### 譲渡報酬

(記載省略)

#### 附則

第41条に定める運用報酬にかかる改正は、 2021年 1月1日に効力を生じるものとします。

#### 運用報酬

とおりとします。

(1)2022年1月以降2022年12月までは 半期(3箇月)毎報酬として、本投資法 人の運用する資産の当該半期末総資産額 に0.4%を乗じた金額を4で除した金額 (1円未満切捨て)又は金15,000万円の いずれか低い方の金額を上限とした金額 を、(2)2023年1月以降は月額報酬とし て本投資法人の運用する資産の月末総資 産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合 計額を12で除した金額(1円未満切捨 て)又は金2,500万円のいずれか高い方 の金額の合計額を、それぞれ当該各半期 毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内 に支払います。

び支払に関する基準は、運用報酬、取得報

酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金

額又は計算方法並びに支払い時期は以下の

#### 取得報酬

(現行どおり)

#### 譲渡報酬

(現行どおり)

#### 附則

第41条に定める運用報酬にかかる改正は、 2022年 1月1日に効力を生じるものとします。

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員福田直樹は2021年12月18日をもって任期満了となりますので、2021年12月19日付であらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2021年12月19日より2年とします。

なお、本議案は2021年11月17日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略本	歴、重要な兼職の状況並びに 投資法人における地位及び担当	所有する 投資□数 (□)
福田 直樹 (1962年7月23日)	1998年4月 2000年4月 2004年4月 2006年4月 2008年4月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月	第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社)入社第一ライフ・キャピタル・プロパティーズ株式会社 出向 プレジデント第一生命保険相互会社 運用関連事業部 同社 不動産企画グルーナンジマネー スポーサー カー	0
	2013十0万	个汉只/4/11 ] 区只(5/14 ]	

(注1) 上記執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

- (注2) 上記執行役員候補者福田直樹は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の 業務全般を執行しております。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年12月19日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第30条第2項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、本議案は2021年11月17日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	所有する 投資□数 (□)
市 來 直 人 (1960年7月10日)	1990年8月 1996年6月 1998年5月 2006年8月 2012年2月 2012年3月 2012年5月 2016年3月 2018年11月	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本 支社 入社 モルガン銀行東京支店 入社 モルガン信託銀行 出向 不動産部長 JPモルガン証券株式会社 出向 不動産 アンス部長 バブコック・アンド・ブラウン株式トンス部長 バブコック・アンド・ブラウン株式トンス・アンド・ブラウン株式会社スプリング・インベストメント) 入社 代表取締役COO 株式会社シンプレクス・インベストメント・・アドバイザーズ 入社 代表取締役会長CEO シンプレクス不動産投資顧問株式会社・パート・アンスト・グロスト・アンスト・アンスト・アンスト・アンスト・アンスト・アンスト・アンスト・アン	0

(注1) 上記補欠執行役員候補者市來直人は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役会長であります。 その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。 なお、同候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に本投資法人の役員

会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

(注2) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員田村佳弘及び藤元拓志は2021年12月18日をもって任期満了となりますので、2021年12月19日付であらためて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2021年12月19日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、	所有する 投資□数 (□)	
1	田 村 佳 弘 (1965年8月20日)	2011年10月 2013年9月 2017年8月	弁護士登録(東京弁護士会) 芝大門法律事務所入所(現職) 株式会社ベックワンパートナーズ 監査役(現任) 文部科学省原子力損害賠償紛争審 査会特別委員(現任) 株式会社ミカサ・アセット・マネ ジメント コンプライアンス委員 会外部委員 本投資法人監督役員(現任)	0
2	藤 元 拓 志 (1970年3月31日)	1999年4月2001年8月2004年11月2005年9月2010年2月2017年1月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所公認会計士登録藤元公認会計士事務所開業(現職)税理士登録エルシーピー投資法人監督役員本投資法人監督役員(現任)株式会社ブライセン 社外監査役(現任)株式会社ネオマーケティング 社外取締役(監査等委員)(現任)	O

- (注1) 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行 役員の職務全般を監督しております。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記監督役員候補者両名は現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### [参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人現行規約第25条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

<×	Ŧ	欄〉				

# 投資主総会会場ご案内図

会場

Room A+B

住所・ 電話番号 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

TEL: 03-5545-1722

最寄駅

東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅(西改札直結)※ 都営地下鉄大江戸線「六本木」駅(5番出口より徒歩7分) 東京メトロ日比谷線「六本木」駅(3番出口より徒歩8分)

※六本木一丁目駅からのアクセスが最もわかりやすくて便利です。

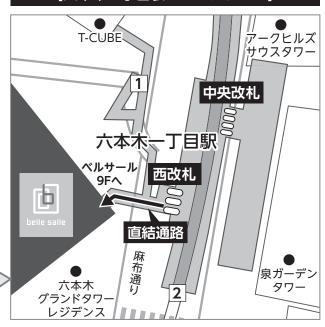


#### 【六本木駅からのアクセス】

- 日比谷線六本木駅3番出口から地 上へ上がり、正面の六本木通り を右へ。左手に首都高速を見な がら、六本木通りを直進。
- 2 大江戸線5番出口からは、地上に 出たら道なりに直進。
- ③ セブンイレブン前を過ぎてから最初の信号をそのまま横断し、正面にある地下へのエスカレーターを降りて右へ。直進すると、会場のある住友不動産六本木グランドタワー入口に到着します。

六本木一丁目駅のホームから改札階 まで上がり、西改札を出ると、会場 のある住友不動産六本木グランドタ ワーへの直結通路になっています。

#### 【六本木一丁目駅からのアクセス】



- ※<u>会場には駐車場のご用意がございません</u>ので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※突然の会場の使用制限等によりやむを得ず本投資主総会の会場を変更する可能性がありますので、ご来場前に、本投資法人のホームページ(https://www.invincible-inv.co.jp/)をご確認いただきますようお願い申し上げます。

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。